８．達成目標

８．１．目標の設定

本計画の進捗状況をモニタリングするため、定量的な目標を設定します。

具体的には、本計画の基本的事項および基本方針等に基づく目標とするとともに、上位計画等との整合性や、定期的なモニタリングの可否等を勘案し、以下の指標を設定します。

目標指標	単位	定義	従前値 基準年度 平成 28 年度	目標値 目標年度 平成 39 年度
市把握済空家等の解消の進捗率（累計）	％	市把握済空家等のうち、改善措置が講じられた割合。 改善措置が講じられた市把握済空家等の累計件数 ／ 市把握済空家等の累計件数	66％	70％以上
所有者不明の空家等の解消（累計）	件	所有者不明の空家等のうち、計画期間中に解消された件数。	0 件	10 件以上 （年間 1 件以上）
問題のある空家等の発生抑制	件／年	1 年間に近隣住民等からの相談等によって新たに把握する空家等のうち、問題のある空家等の件数。	77 件／年	77 件／年以下

（１）市把握済空家等の解消の進捗率（累計）

市把握済空家等の件数は、相談窓口を設置した平成 24 年 1 月から基準年度である平成 28 年度末までの累計で 520 件となっており、そのうち基準年度末時点で 66％（累計 343 件）に空家等の除却や、越境した樹木の伐採などの改善措置が確認されています。

この「市把握済空家等の解消の進捗率（累計）」は、新たに空家等が発生することで低下し、反対にその空家等に改善措置が講じられることで向上していく指標です。本計画に基づく「５．１．所有者等による空家等の解決行動の動機づけ」のみならず、「５．２．所有者不明の空家等の解消」や、「５．３．条件不利空家等の除却および跡地利活用の促進」によっても数値が向上するほか、「５．４空家等へのその他の対応」によって空家等の発生が抑制されること等でも向上するため、本市における総合的な空家等対策の成果を計ることができる指標となっています。

今後、空家等問題の深刻化が予想される中、基準年度（平成 28 年度）とその前年度（平成 27 年度）の平均の解消進捗率を維持できた場合に達成できる水準として、目標年度（平成 39 年度）に 70％以上とすることを目標値として設定します。

（２）所有者不明の空家等の解消（累計）

川口市は、国土交通省の「先駆的空き家対策モデル事業」に採択された「所有者不明等の空き家の解消に向けた財産管理人制度活用モデル事業」の実施等を通じて、所有者不明の空家等の解消に向けた手法を探り、ノウハウの蓄積に取り組んできました。

財産管理人制度は、１件あたり１年以上の期間を要する場合もありますが、今後もこの制度の活用による所有者不明の空家等の解消を継続するとともに、略式代執行による解消を加え、目標年度（平成 39 年度）までの 10 年間は、年間１件以上の解消を着実に実施することを目標とします。

なお、将来的には、「５．２．（４）財産管理人制度等の活用実績の蓄積・周知」により、近隣住民や事業者等の多様な主体による財産管理人制度の利用を目指すこととし、今後この制度が十分に浸透した場合には、本指標の見直しを検討するものとします。

（３）問題のある空家等の発生抑制

市に寄せられる相談等のうち、一定数のものは、適切な管理が行われており生活環境への悪影響が認められない空家等となっています。こうした適切に管理されている空家等を除き、保安上の危険や管理不全など何らかの問題が認められる空家等を問題のある空家等と分類して計上し、その新規発生件数の推移をモニタリングすることで、空家等に対して第一義的な責務がある所有者等による適切な管理の状況を計ることができます。

今後、世帯数の減少や少子高齢化等により国全体として空家等の増加が予想され、本市においても対策を講じなければ問題のある空家等が増加していくことが想定されますが、本計画に基づく取り組みを実施し、空家等のうち、適切に管理されている割合を増加させることで、問題のある空家等の発生件数を、基準年度（平成 28 年度）の 77 件／年以下の水準に抑制することを目標としています。

８．２．進捗管理

空家等対策計画の推進にあたって、目標指標等の数値をもとに施策効果を評価し、必要に応じて適宜、計画を改善していくことが重要です。また、施策効果の評価とともに、具体的な各取り組みの進捗状況等を整理し、計画全体の実施状況を検証・評価します。

計画全体の実施状況の検証・評価等により、必要に応じて中間段階等での計画の見直しを検討します。